

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（別表 外国株券等に関する手数料及びその料率）の一部改正について

平成 26 年 10 月 1 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度における外国株券及び外国株式の保管手数料率は、各銘柄の売買単位に応じた料率体系となっている。通常、各銘柄の売買単位は、金融商品取引所が定める規則により、各銘柄の時価を基準とする区分に応じて決定されるが、新規銘柄の上場の際、当該銘柄の本国における会社制度等を勘案し、金融商品取引所がその都度設定する場合もありうる。各銘柄の株価水準に応じた適切な保管手数料の徴収を図るため、新規上場時に設定される売買単位が時価を基準とする区分に応じていない銘柄に係る保管手数料率の取扱いを見直すこととし、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部について所要の改正を行うとともに、文言修正のための所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) みなし売買単位に基づく保管手数料

金融商品取引所が、外国株券及び外国株式の新規上場時において「外国株券の売買単位に関する規則」に定める時価を基準とする区分によらずに売買単位を設定する際には、当該区分に定める売買単位が設定されたものとみなして保管手数料の計算を行う。

(2) その他

一部文言の修正を行う。

(備考)

別表 外国株券等に関する手数料及びその料率

別表 外国株券等に関する手数料及びその料率

3. 施行日

平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

以 上